

議 会 資 料	議案第 27 号
都市計画課	

志摩市都市公園条例の一部を改正する条例について

1. 条例を改正する理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、「志摩市都市公園条例」(平成 16 年志摩市条例 197 号)について所要の修正を行うため、同条例の一部を改正する条例を定めます。

2. 改正する条例の要点

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条に第 4 号及び第 12 号が追加される改正により号ずれが生じたことから、同法を引用している第 2 条の引用箇所の表記について、「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改めます。

3. 改正による効果等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の条文を引用していることから、号ずれへの対応を行い整合性を図ります。

志摩市都市公園条例(平成16年志摩市条例第197号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。</p>